

会社設立形態 法人の種類と比較一覧表

	株式会社	合同会社	合名会社	合資会社	NPO法人	一般社団法人	社会福祉法人
漢字略称	(株)	(同)	(名)	(資)	(特非)	(一社)	(福)
カタカナ略称	カ)	ド)	メ)	シ)	トクヒ)	シャ)	フク)
事業目的	自由	自由	自由	自由	主として20種類の特定非営利活動(収益事業も可)	自由	社会福祉事業(その他公益事業、収益事業可)
成立条件	登記	登記	登記	登記	所轄庁の認証後、2週間以内に登記	登記	所轄庁の認可後、2週間以内に登記
所轄庁	なし	なし	なし	なし	都道府県、政令指定都市	なし	都道府県、政令指定都市、中核市
株式会社への移行	—	可能	可能	可能	不可	不可	不可
最低資本金	1円以上	1円以上	0円	0円	0円	0円	0円
信用労働出資	不可	不可	可能	可能	不可	不可	不可
定款印紙税	40,000円(電子認証の場合は0円)	40,000円(電子認証の場合は0円)	40,000円(電子認証の場合は0円)	40,000円(電子認証の場合は0円)	0円	0円	0円
定款認証手数料等	約52,000円	0円	0円	0円	0円	約52,000円	0円
登録免許税	最低150,000円(資本金額×7/1,000)	最低60,000円(資本金額×7/1,000)	60,000円	60,000円	0円	60,000円	0円
出資者	株主	社員	社員	社員	社員	社員	なし
利益配当	出資に比例	自由	自由	自由	不可	不可	不可
設立必要人数	1名以上	1名以上	1名以上	無限責任社員1名以上、有限責任社員1名以上	10名以上	2名以上	8名以上(評議員会設置の場合は15名以上)
最高機関	株主総会	全社員の同意	全社員の同意	全社員の同意	社員総会	社員総会	理事会(評議員会の諮問が必要)
出資者責任	有限責任	有限責任	無限責任	有限責任または無限責任	有限責任	有限責任	オーナーの概念なし
会社の代表者	代表取締役	代表社員	社員(代表を定めてもよい)	社員(代表を定めてもよい)	代表理事	代表理事	理事長
役員	取締役1名以上	社員1名以上	無限責任社員	無限責任社員	理事3名以上、監事1名以上	理事1名以上	理事6名以上、監事2名以上、理事2倍超の評議員
役員の任期	10年以内	任期なし	任期なし	任期なし	原則2年	理事2年以内、監事4年以内	2年以内
決算の公開	公告義務あり	公告義務なし	公告義務なし	公告義務なし	決算書類等を所轄庁に提出	公告義務あり	財務諸表を含む現況報告書を所轄庁に提出
税制	全所得課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	原則非課税、収益事業課税	○非営利型法人は原則非課税、収益事業は課税、○営利型法人は全所得課税	原則非課税、収益事業課税
社会的信用力	○	△	△	△	×	×	◎
特徴	①所有と経営の分離 ②株式公開(上場)を目指せる	①所有と経営が一致 ②会社設立コストが最も低い	無限責任を負う出資者＝経営者となるため、個人事業とほぼ同じ責任形態である。	有限責任社員の小規模法人だが、最低資本金制度の撤廃と合同会社の創設で、新たに合資会社を設立する意義は失われつつある。	①役員報酬について独自の規制 ②設立時や毎年、所轄庁への提出書類が膨大で労力	①合同会社と類似 ②法改正により、通常事業も可能に ③公的なイメージ	①厳しい人的、財産的要件 ②公的な支援や助成